

平成 28 年(2016 年) 5 月 9 日
総 務 委 員 会 資 料
経 営 室 経 営 担 当

情報公開審査会と個人情報保護審査会の統合について

情報公開審査会と個人情報保護審査会（以下「両審査会」という。）は、それぞれ中野区
区政情報の公開に関する条例及び中野区個人情報の保護に関する条例に基づき、区長の附
属機関として設置している。情報公開審査会は情報公開請求について、また、個人情報保
護審査会は自己情報開示請求等について、その処分に不服がある場合の審査請求に係る調
査審議を行っている。

本年 4 月に中野区行政不服審査法施行条例が施行され、行政不服審査会が設置されたこ
とを踏まえ、両審査会を統合し、（仮称）中野区情報公開・個人情報保護審査会を設置する
こととする。

1 （仮称）中野区情報公開・個人情報保護審査会の設置（案）

区長の附属機関として、情報公開請求及び自己情報開示請求等の審査請求に係る調査審
議を行う（仮称）中野区情報公開・個人情報保護審査会を設置する。

- (1) 委員定数 5 人以内
- (2) 任 期 2 年（補欠委員は前任者の残任期間。再任も可）
- (3) 構 成 学識経験者
- (4) 会 長 委員の互選により選任。会務を総理し、審査会を代表

2 今後の予定

平成 28 年 6 月 区議会第 2 回定例会に、（仮称）中野区情報公開・個人情報保護審
査会条例案を提出

平成 28 年 9 月 1 日 上記条例案の施行